

# 第12回八街市農業委員会総会

平成25年12月19日  
八街市農業委員会

## 平成25年第12回農業委員会総会

平成25年12月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央  | 8. 鈴木勝雄   | 16. 中川利夫  |
| 2. 長谷川英雄 | 9. 岩品要助   | 17. 井野 基  |
| 3. 武藤 功  | 10. 栗原十三男 | 18. 石井とよ子 |
| 4. 宮部 操  | 11. 関口芳秀  | 20. 菅野喜男  |
| 5. 赤地達雄  | 13. 飛田育男  | 21. 三須裕司  |
| 6. 内藤富夫  | 14. 瀬山哲信  | 22. 川野 繁  |
| 7. 林 和弘  | 15. 井口政直  |           |

### 2. 欠席者

- |          |          |
|----------|----------|
| 12. 小山優一 | 19. 関端 旭 |
|----------|----------|

### 3. 事務局

- |           |            |
|-----------|------------|
| 事務局長 麻生和敏 | 主 査 補 森 政幸 |
| 主 査 菅沼邦夫  | 副 主 査 浅井久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
- 議案第5号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について
- 報告第2号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について
- 報告第3号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

○麻生事務局長

開会を宣す。（午後3時30分）

○麻生事務局長

それでは、ただいまより第12回八街市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

○川野会長

平成25年度第12回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の研修は大変お疲れさまでございました。やはり食糧が余っているという関係か、とにかく今の低迷した価格では後継者はなかなかできないだろうと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条本体で5件、農地競売買受適格者証明の交付（農地法第5条）1件、軽微な農地改良事業適合証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認4件、農用地第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出4件、廃土処理（公共事業施行）事業の届出1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせて総件数で17件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席人員は20名です。委員の定員の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、関端委員、小山委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。麻生局長、お願いいたします。

○麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

11月24日日曜日午前9時から、八街中学校において第35回八街市産業まつりが開催されました。これに川野会長及び事務局全員が参加しております。

11月28日木曜日午前10時から、転用事実確認、現地調査及び農地パトロールを実施し、担当委員、岩品委員、飛田委員出席のもと実施いたしました。

同じく、11月28日木曜日午後3時15分から、JAいんばにおいて農業者年金巡回意見交換会が開催され、川野会長と事務局から3名が出席いたしました。

12月7日土曜日午前10時から、JA八街支所において産業まつり農産物共進会表彰式に川野会長が出席しております。

次に、12月13日金曜日午後1時30分から予定しておりました部会案件がありませんでしたので、転用事実確認だけを実施いたしました。担当委員は、中川副部長、赤地委員、長谷川委員、武藤委員出席のもと実施をいたしました。

以上で会務報告を終わります。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号17番の井野委員、18番の石井委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

**○菅沼主査**

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、東吉田字瓜ヶ作。地目、畑。面積、839平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、井口委員、お願いいたします。

**○井口委員**

調査報告。議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

申請地はJR八街駅より南へ約2キロメートルに位置し、境界は石杭にて確保されています。現況は畑で、耕作しています。進入路は赤道により確保されています。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター1台、耕運機2台、2トントラック1台、軽トラック2台です。労働力は権利者及びその世帯員が3名で、雇用者はいません。年間農作業従事日数は、権利者が200日、世帯員が平均180日。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。その他、参考となる事項として、営農計画は落花生を作付する予定です。通作距離ですが、申請地は権利者の自宅の裏であるので、歩いて3分程度です。申請地は権利者の経営農地に隣接しておりますので、取得後も効率的に耕作が可能であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等の権利取得後においても耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められます。本案件は、農地法第3条2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

**○川野会長**

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

## ○森主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字長岡。地目、畑。面積、1,027平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

番号2、八街字九十九路。地目、畑。面積、3,222平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地。転用事由、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得たい。農地の区分は、第2種中高層住居専用地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、三須副会長、お願いいたします。

## ○三須委員

それでは、議案第2号1番の調査報告を行います。

最初に、立地基準ですが、場所はJR榎戸駅より北に1キロメートルに位置し、公道により進入路は確保されております。農地区分は、事務指針28ページ、⑤の(a)の①の(イ)に該当するため、第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

次、一般基準ですが、計画面積の妥当性ですが、太陽光発電設置用地ということなので、面積1,027平方メートルは問題ないと思います。資金は自己資金及び借入金にて賄う。申請地における小作人はいません。周辺農地の支障は、埋め立ては行わず、整地のみ、外周はフェンス及び生け垣にて囲うということです。上水、雑排水はありません。雨水は自然浸透。防災計画は、工事中は近隣に迷惑のかからないように十分に配慮する。近隣農地所有者への説明状況は、権利者と太陽光パネル設備業者が説明し、納得したとのこと。

この場所は土地改良受益地でもないため、以上のことから、本案件は問題ないと思います。以上です。

## ○川野会長

次に、2番、長谷川委員、お願いいたします。

## ○長谷川委員

議案第2号2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地条件ですが、申請地は八街駅から北東へ約1キロメートルに位置し、道路には面しておりませんが、隣接する自己所有の駐車場用地が道路に面していることから、進入路は確保されております。農地性としては、用途地域内の農地であるため、事務指針の28ページの④の⑥の(ウ)に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、太陽電池モジュール852枚を設置するための申請面積は3,222平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、支障となるものはありません。事業計画ですが、用水は使用せず、敷地は整地のみで、砕石敷きにより、雨水は自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、安全対策とするそうです。また、施設は1.4メートルの高さで、日照、通風への影響はない構造になっております。権利者は土地の有効活用と収益向上を図ることから、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○川野会長

異議なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

## ○森主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、富山宇富山。地目、畑。面積、3,862平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積7,374平方メートル。転用目的、建て売り分譲住宅20棟用地。転用事由、建て売り分譲住宅20棟の建築、販売。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、本案件は、1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨を意見に付することが妥当と思われれます。

番号2、区分、賃貸借。所在、小谷流字牛ヶ池尻。地目、畑。面積、567平方メートル。転用目的、船舶置き場用地。転用事由、海釣りを趣味にしており、釣り船を2隻所有していますけれども、現在の置き場が使用できなくなったため、当該申請地を新たな釣り船の置き場として利用したい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

#### ○川野会長

1番、小山委員が欠席ですので、私から報告いたします。

議案第3号1番、調査報告を申し上げます。

申請地は市役所より西へ約1.7キロメートルに位置し、位置指定道路に接しています。資金は自己資金及び借入金。農地性ですが、第2種農地と判断いたしました。隣接農地は義務者本人のものであり、問題はありません。被害防除は、ブロック積みで土砂の流出を防ぎ、用水は公営水道、雨水は浸透槽、汚水、雑排水は浄化槽を通じて放流、これらのことから問題はないものと思います。

以上、報告を終わります。

#### ○川野会長

2番について、赤地委員、お願いいたします。

#### ○赤地委員

議案第3号2番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から南西へ約2キロメートルに位置し、公衆用道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、10ヘクタール以上の農地の広がりが見られるため、第1種農地に該当することを確認しました。しかし、権利者は地元に住居しており、事務指針の31ページの㊸の(エ)に該当するため、許可することが可能と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は船舶置き場用地ということですが、申請面積は567平方メートルで、面積妥当と思われれます。資金につきましては、自己資金で賄う計画になっており

ます。申請地には小作人等の権利移転に対して支障となるものではありません。隣接する農地に対する被害防除対策ですが、農地と接する面をネットで覆い、碎石の飛散等を防ぐ計画となっております。権利者は趣味である釣りに使用する釣り船置き場の確保に苦慮しており、現在の置き場の返却が決まり別の置き場を探しておるところ、より近い場所に置き場を設けることから、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑ないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について(農地法第5条)を議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

#### ○森主査補

それでは、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付についてご説明いたします。本議案は、農地法第5条の扱いとなります。

番号1、所在、八街字松ヶ丘。地目、畑。面積、330平方メートル。転用目的、駐車場用地。転用事由、現在、建築業を営んでおり、子どもの住居を借りて事業を行っているが、業務用車両の置き場が手狭なため、当該申請地を取得し、駐車場として利用したい。農地の区分は、10ヘクタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、栗原委員、



お願いいたします。

#### ○栗原委員

議案第4号1番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西南へ約3.5キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農地の広がりが見られるため事務局に広がり面積について確認を依頼したところ、10ヘクタール以上の農地に存在する第1種農地に該当することを確認いたしました。しかし、権利者は建築業を営んでおり、駐車場用地として使用する計画であり、事務指針31ページの②の③の(エ)に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は330平方メートルで、面積は妥当だと思われます。資金につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等権利移転に対して支障になるものはありません。また、隣接する農地は、土地改良受益地でもありません。境界はコンクリート塀とブロック塀で確保されております。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題がないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

森主査補、今後の事務の説明をお願いします。

#### ○森主査補

それでは、適格者証明でありますので、今後のことについてご説明いたします。

ただいまご審議いただきました議案第4号の案件についてですが、今後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合は、総会に諮らず、会長専決による許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### ○川野会長

事務局の説明どおり、今後の事務処理について、変更がない場合は会長専決による許可相当でよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしということですので、今後の事務処理については、変更がなければ会長専決で処理をいたします。

次に、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

**○森主査補**

それでは、議案第5号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1、所在、朝日字竹里。地目、畑。面積、1,983平方メートル。事業内容、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行う。事業期間、平成25年12月20日から平成26年1月31日。

以上です。

**○川野会長**

1番については私の担当でございますので、私から報告いたします。

議案第5号、番号1、軽微な農地改良事業適合証明願について現地調査報告をいたします。

申請地は朝日区コミュニティーセンター建設事業のため提供した土地の代替地として取得した遊休農地であり、周囲より低い。水没してしまうため、農地改良をしてから作付をしたいとのこと。現在の表土の性質及び搬入土の性質は、現在の表土は黒土です。搬入土も黒で、搬入元は朝日区に提供した自作地の表土をそのまま利用します。盛り土の高さは隣接する市道及び自己所有地の高さまでの計画であり、現在の高さから平均して15センチ、最大25センチは必要となることです。隣接農地への影響及び被害防除は、周囲の農地は全て自己所有地であり、高さを合わせるため、土砂の流出はないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

**○川野会長**

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

**○川野会長**

異議なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については交付することに決定いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

○川野会長

それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第6号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成25年12月12日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字柵形。地目、畑。面積、3,239平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

番号2、所在、根古谷字上ノ台。地目、畑。面積、1,071平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1,933平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号3、所在、八街字藤株。地目、畑。面積、1万3,834平方メートルのうち8,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号4、所在、八街字藤株。地目、畑。面積、2,634平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,340平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から4までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

では、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

## ○川野会長

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

## ○森主査補

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字笹引。地目、畑。面積、4,609平方メートルのうち90平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業末端用水路工事に伴う建設機械置き場として一時的に使用する。

番号2、所在、八街字笹引。地目、畑。面積、1万2,361平方メートルのうち3,700平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業末端用水路工事に伴う資材置き場及び作業スペース用地として一時的に使用する。

次に、番号3、所在、八街字笹引。地目、畑。面積、1,798平方メートルのうち750平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業末端用水路工事に伴う資材置き場及び作業スペース用地として一時的に使用する。

次に、番号4、所在、木原字泉三木台。地目、畑。面積、2,600平方メートルのうち1,610平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業末端用水路工事に伴う資材置き場及び作業スペース用地として一時的に使用する。

全て1番から4番まで国による事業であります。

以上です。

## ○川野会長

これは報告事項ですので、説明をもってご了承願います。

次に、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

## ○森主査補

それでは、報告第2号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出についてご説明いたします。

番号1、所在、四木字西四木。地目、畑。面積、938平方メートルのうち185平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2,921平方メートルのうち1,000平方メートル。事業内容、北総中央農業水利事業施行に係る残土処理です。

以上です。

## ○川野会長

これも報告事項ですので、報告をもってご了承ください。

次に、報告第3号、農地利用集積計画の中途解約に係る通知について、事務局、説明願います。菅沼主査、お願いします。

**○菅沼主査**

それでは、報告第3号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご報告いたします。

番号1、所在、八街字藤株。地目、畑。面積、1万3,834平方メートルのうち4,995平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成25年11月5日です。

以上です。

**○川野会長**

全て報告事項ですので、報告第1号から報告第3号につきましてはご了承ください。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

**○麻生事務局長**

閉会を宣す。(午後4時26分)

議事録署名人

議 長

1 7 番

1 8 番